

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

1,417 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,606 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(債務引受額 1,599 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
 ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
 また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 年月日				
一般国道28号(本州 四国連絡道路(神戸・ 鳴門ルート))	兵庫県洲本市	市道中川原イ ンター東線・ 同西線	兵庫県洲本市	立体接続	平成25年7月1日	平成30年2月17日 (供用開始) 平成31年2月18日 (残事業完成)	1,417百万円	1,599百万円	—	本線 直結型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道30号
(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

(2) 工事の箇所

香川県坂出市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインターチェンジ

(4)工事予算

4, 845 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 534 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

別紙1-3

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))(淡路北スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))

(2) 工事の箇所

兵庫県淡路市

(3) 工事方法

(イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道淡路ハイウェイオアシス スマートインター線	兵庫県淡路市	立体接続	淡路北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	31年	4月	15日
②工事の完成年月日	令和	2年	3月	28日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))(今治IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道317号
(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))

(2) 工事の箇所

愛媛県今治市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県今治市	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県今治市	立体接続	今治インターチェンジ

(4)工事予算

186 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

213 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 203 百万円)(消費税込み)